

議第 3 号

議会改革特別委員会の設置について

京丹後市議会委員会条例第 6 条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 委員会の名称 | 議会改革特別委員会 |
| 2 設置の目的 | 京丹後市議会基本条例、京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例及び京丹後市議会議員定数条例について、趣旨・目的が達成されているか検証し、議会改革を進めるため調査・検討を行う |
| 3 委員会の構成 | 10 名 |
| 4 設置期間 | 調査・検討が終了するまでの間 |

令和 8 年 6 月 11 日提出

提出者 京丹後市議会議会運営委員会委員長 東 田 真 希

議会改革特別委員会

委員	小 牧 裕 幸
委員	佐久間 仁 美
委員	永 井 友 昭
委員	鳴 海 公 軌
委員	橋 本 まり子
委員	東 田 真 希
委員	平 林 智江美
委員	山 本 佑 太
委員	吉 岡 正 一
委員	和 田 晋